特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の 情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和4年1月31日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
_	
1. 特定個人情報ファイル ①事務の名称 ②事務の概要	介護保険に関する事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 資格管理 ・第1号被保険者(65歳以上)の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号被保険者、第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の被保険者証交付、再交付申請等の申請 2. 納付管理 ・保険料賦課、保険料額の通知 ・保険料別減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更 3. 認定管理 ・要介護認定、要支援認定等の申請 4. 給付管理 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 5. 中間サーバー ・情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要である。また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は特定個人情報保有機関から直接参照することとされていることから、情報提供のために既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することとされていることから、情報提供のために既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することとされていることから、情報提供のために既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上好ましくない。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを設置することとする。・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合利用
③システムの名称	番号連携サーバ等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の機能を実現するもので、本市においても、この機能を利用し、他の団体との情報提供、入手に係る業務を実施する。 ・中間サーバーは、地方公共団体情報システム機構が設置するものを共同利用する。 介護保険システム
2. 特定個人情報ファイル	
	4
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 ・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	"1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」 が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 95, 117の項) 2. 別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」 が含まれる項(93, 94の項)"
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	長寿社会部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課

郵便番号:590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-228-7439

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

堺市 健康福祉局 長寿社会部 介護保険課

郵便番号:590-0078

連絡先

大阪府堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-228-7513 ファクス:072-228-7853

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		1) 1,000人3 2) 1,000人↓ 2) 1,000人↓ 3) 1万人以 4) 10万人以		<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上3 5) 30万人以上	.上1万人未満 -10万人未満 上30万人未満	
いつ時点の計数か		令和3年	4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
		令和3年	4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
く選択肢> 1) 基礎項目評価書 [基礎項目評価書及び全項目評価書] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書							
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(ヤ	情報提供ネットワークシステ	ムを通じた入手を除					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	☆(委託や情報提供ネットワーク	ウシステムを通じた提					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]指	接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・注	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	各						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	I 1 ①	なし	5. 中間サーバー・情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要である。また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は特定個人情報を分散に既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上好ましくない。各情報保有機関に当たり、情報提供を別でして接続するにとは、セキュリティ上好ましくない。各情報保有機関に当たり、情報提供をツトワークシステムに接続するに当たり、情報提供・ルーで設置することとする。・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムと、情報提供ネットワークシステムと、情報提供ネットワークシステムと、「一タの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の機能を実現するもので、本市においても、この機能を利用し、他の団体との情報提供、入手に係る業務を実施するもので、本市においても、この機能を利用し、他の団体との情報提供、入手に係る業務を実施するものを共同利用する。		
平成28年10月12日	I 5 ②	上野 光一	三井 節子		
平成28年10月12日	II 1	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点		
平成28年10月12日	II 2	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点		
平成29年9月16日	II 1	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点		
平成29年9月16日	Ⅱ 2	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点		
平成30年4月13日	II 1	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点		
平成30年4月13日	Ⅱ 2	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点		
平成30年8月27日	I 5 ②	三井 節子	介護保険課長	事後	様式変更に伴う所要の変更
令和1年6月20日	II 1	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点		
令和1年6月20日	II 2	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点		
令和3年10月11日	II 1	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点		
令和3年10月11日	II 2	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点		
令和3年4月1日	I 7 請求先	広報部	広報戦略部	事後	